

第7期介護保険料（平成30～32年度）の設定について

1 国の主な改定内容

- (1) 介護給付費等の費用負担の見直し
 - ・第1号被保険者（65歳以上） 22%⇒23%
 - ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満） 28%⇒27%
- (2) 介護報酬の改定
 - ・改定率（全体） +0.54%
- (3) 平成29年度処遇改善加算【実施済】
 - ・介護報酬改定率 +1.14%
- (4) 消費税10%引上げ時（平成31年10月予定）に報酬改定予定
 - ・消費税対応を補填するため、介護報酬の改定を実施
 - ・処遇改善（勤続10年以上の介護福祉士に月額平均8万円相当）を実施
- (5) 第1号被保険者の利用者負担割合の見直し（平成30年8月施行予定）
 - ・現役世代並みの所得の者 2割⇒3割
 - ※単身で年金収入のみの場合344万円以上

2 本市の対応

保険料の設定に当たっては、財政調整基金の充用により保険料基準額の抑制を図った。

- ・充用予定額：2億8千2百万円 ※（保険料影響額：▲274円）

3 保険料基準額

月額6,163円（第6期基準額と同じ）

4 介護保険料率（所得段階別年額）

第6期と変更なし（裏面参照）

■所得段階別介護保険料

第6期 (平成27～29年度)				
所得段階	対 象 者		保険料 調整率	保険料 (年額)
第1段階	市県民税 非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方	軽減後 (0.40) 0.45	軽減後 (29,600円) 33,300 円
第2段階		・前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が120万円以下の方	0.65	48,100 円
第3段階		・前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が120万円を超える方	0.70	51,800 円
第4段階	市県民税 課税世帯で 本人が 市県民税 非課税	・前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方	0.95	70,300 円
第5段階 (基準額)		・前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円を超える方	1.00	74,000 円 (月額 6,163円)
第6段階	本人が 市県民税 課税	・合計所得金額が125万円未満の 方	1.20	88,800 円
第7段階		・合計所得金額が 125万円以上190万円未満の方	1.25	92,500 円
第8段階		・合計所得金額が 190万円以上250万円未満の方	1.55	114,700 円
第9段階		・合計所得金額が 250万円以上290万円未満の方	1.85	136,900 円
第10段階		・合計所得金額が 290万円以上400万円未満の方	1.90	140,600 円
第11段階		・合計所得金額が 400万円以上700万円未満の方	1.95	144,300 円
第12段階		・合計所得金額が700万円以上の 方	2.00	148,000 円

地域未来投資促進法（企業立地促進法改正）について

1 背景

平成19年6月に地域による主体的、かつ、計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることを目的とした「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）が制定された。近年、観光や航空部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場し、この取組（地域未来投資）が全国で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現を図るため、平成29年7月に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）が施行された。

2 基本計画

富山県では、国の基本方針に基づき、県全域を対象に「富山県地域未来投資促進計画」を策定（国同意日：9月29日）

(1) 旧計画との主な変更点

項 目	富山県企業立地促進計画 （企業立地促進法）	富山県地域未来投資促進計画 （地域未来投資促進法）
対象事業	環境・エネルギー関連産業、ものづくり関連産業、医療・バイオ・健康生活関連産業、情報サービス関連産業又は物流関連産業に属する事業	医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業に属する事業 ※ 先進的な産業に限る。
対象区域	射水市全域	
期 間	平成19年7月30日から平成30年3月31日まで	平成29年9月29日から平成35年3月31日まで
対象資産	対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地	
課税免除の条件	取得価格の合計額が2億円を超えるもの	取得価格の合計額が1億円（食料品・飲料製造関連産業に係るものは、5千万円）を超えるもの
課税免除の期間	3年間	
課税免除に伴う 補てん措置	補てん対象市町村：財政力指数0.67未満の市町村 補てん率：3／4	

3 主な支援措置

人材に関する支援措置、設備投資に関する支援措置（課税の特例）、財政・金融面の支援措置、情報に関する支援措置及び規制の特例措置（工場立地法の特例、土地利用調整）

4 支援措置申請

事業者等が地域経済牽引事業計画を作成し、知事が承認。課税の特例措置を受けるには、国の確認が必要

大島企業団地への企業の立地について

平成29年12月5日付けで大島企業団地立地申込書の提出があり、協議により売買予定地を分筆登記し、売買するもの（平成30年1月22日に土地売買仮契約を締結）

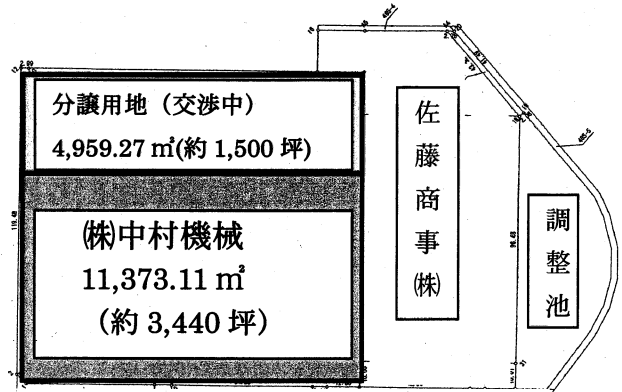
1 立地企業

株式会社中村機械 代表取締役 中村 吉延
創業：昭和44年 資本金：1,500万円
従業員数：47人 売上高：17億6,000万円（2017年7月実績）
事業内容：機械装置の開発・設計・製造、生産用機械器具製造

2 売買予定地

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 北高木465番地1 | 9,825.08 m ² |
| (2) 北高木465番地2 | 1,548.03 m ² |

合計 11,373.11 m²



3 売買額の積算

当該地には、鉾津が埋設されており、掘り起した際は産業廃棄物として適正に処理する必要がある。このことから、工場等の今後の拡張も考慮し、当該地の建ぺい率から処理が必要である鉾津量を算定し、その処理費を控除し売買額とする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 公示売買額 | 17,545 円/m ² × 11,373.11 m ² = 199,541,215 円 |
| (2) 鉾津処理費等 | 47,596,465 円 |
| (3) 売買額 | (1) - (2) 151,944,750 円 |

4 事業概要

(株)中村機械射水工場として工場及び事務所を建築し、生産用機械器具の製造を予定している。

5 今後の予定

平成30年 4月 所有権移転、登記
10月 建設工事着工
平成31年10月 操業予定

6 その他

分筆登記後の北側分譲用地は、売買に向けて事業者と交渉中である。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 地番及び地積 | 北高木465番地13、465番地14 |
| | 計 4,959.27 m ² |
| (2) 売買予定額 | 66,255,847 円 |